

第七十一回帝國議會衆議院

船員法改正法律案委員會議錄(速記)第二回

付託議案

船員法改正法律案(政府提出)
通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ關スル法律案(政府提出)

昭和十二年八月一日(月曜日)午前十時五十
分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 漢那 憲和君

理事岡野 龍一君

理事長井

源君

理事高橋 泰雄君

理事田代 正治君

野田文一郎君

小柳 牧衛君

前田房之助君

小谷 節夫君

星島 二郎君

山崎 常吉君

石坂 繁君

米塙 満亮君

小山 亮君

七月三十日通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル法律案(政府提出)ノ審查ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

企畫廳次長 井野 碩哉君

大藏參與官 中村三之丞君

司法省刑事局長 松阪 廣政君

遞信政務次官 田島勝太郎君

遞信參與官 犬養 健君

遞信省管船局長 小野 猛君

遞信省經理局長 手島 荣君

簡易保險局長 伊勢谷次郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

船員法改正法律案(政府提出)

通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ關スル法律案(政府提出)

及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ關スル法律案(政府提出)

致シマシテ、是ガ經費ノ財源ハ簡易生命保險及ビ郵便年金ノ兩特別會計ヨリ、通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ關スル法律案(政府提出)

○漢那委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、本委員會ニ併託ニナリマシタ通信事業特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ニ關スル法律案ヲ議題ニ供シマシテ、政府當局ノ說明ヲ要求致シマス

○漢那委員長 申上ゲマシテ、理由デゴザイマス、此段御説明申上ゲマシタ次第デゴザイマス

○漢那委員長 此際御説明ヲ要求致シマス

○中村政府委員 本案提出ノ理由ニ付キマシテ簡単ニ御説明ヲ申上ゲマス、新設省ノ設置ニ伴ヒマシテ、簡易生命保險及ビ郵便年金ノ兩事業ハ同省ニ移管セラル、コトトナリマシタル所、募集及び維持ニ關スル

○漢那委員長 ソレデハ之ヲ許シマス、簡單ニ願ヒマス——小山君

○小山委員 簡單ニ質問致シマスガ、現行

○小野政府委員 第一點ノ水先人ヲ船員ニ

○中村政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○松阪政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○田島政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○犬養政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○小山政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○松阪政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○田島政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

○犬養政府委員 第二點ノ水先人ヲ船員ニ

是モ非常ニ不足ヲ感じテ居ルノデアリマス、此點ニ付キマシテモ私共ノ方デ適當ニ用意ヲ致サナケレバナラナイト云フコトデ、實ハ日黒ニ私立ノ無線電信學校ガアルノデアリマスガ、ソレノ擴張ヲ此二月頃力行ヒマシテ、適當な増員養成ヲ今ヤッテ居リマス、ソレガ出マスレバ或ル程度ニ緩和スルノデハナイカト心得テ居ル次第デアリマス

ニ考慮シナケレバナラヌコトダラウト思ヒ
マス、若シ刑法改正ノ際ニ船長等ニ對シテ
除外規定ヲ設ケルト云フコトニナレバ、當
然又水先案内等ニ付テモ同様ノ規定ヲシナ
ケレバナラヌト存ジマス

爲スニ當リテハ其ノ業務ニ支障ヲ來サザルヤウ十分ニ理解アル態度ヲ以テ臨ムベク検察官ニ訓令ヲ發スベシト云フノデアリマス、右申述ベマシタ意見ハ、各派ノ賛成ヲ得マシタ共同提案デアル

二 考慮シナケレバナラヌコトダラウト思ヒ
マス、若シ刑法改正ノ際ニ船長等ニ對シテ
除外規定ヲ設ケルト云フコトニナレバ、當
然又水先案内等ニ付テモ同様ノ規定ヲシナ
ケレバナラヌト存ジマス

○漢那委員長 是ヨリ討論ニ入リマス、討
論ハ通告順ニ依ツテ之ヲ御許スルコトニ致
シマス——長井君

○長井委員 本案ニ付キマシテハ、前回ニ
於テ本案ニ付シマシタ附帶決議ト同様ノ決
議ヲ付シマシテ、可決致シタイト存ジマス、
即チ其附帶決議ハ

附帶決議

一 政府ハ海運ノ重要性ト船員ノ特殊性
トニ鑑ミ刑法ヲ改正シ船員ガ著シク其
ノ職務ヲ怠リタルコトニ因リテ生ジタ
ル過失ニ非ザレバ罰セザルヤウ之ヲ法
文化スベシ

二 政府ハ船員ノ業務上ノ過失ニ對シテ
ハ海員審判所ノ審判後ニ非ザレバ刑事事
訴追ヲ爲サマル方針ヲ採ルベシ

三 政府ハ船員ノ業務上ノ過失ニ對シテ
ハ慎重ナル態度ヲ以テ臨ミ輕々ニ之ヲ
處斷セザルヤウ検察當局ニ對シテ訓令
ヲ發スベシ

四 政府ハ海難ニ際シ船員ノ喚問取調ヲ

爲スニ當リテハ其ノ業務ニ支障ヲ來サ
ザルヤウ十分ニ理解アル態度ヲ以テ臨
ムベク検察官ニ訓令ヲ發スベシ
ト云フノデアリマス、右申述べマシタ意見
ハ、各派ノ賛成ヲ得マシタ共同提案デアル
コトヲ申添ヘテ置キマス

○高橋委員 私ハ只今長井君御提議ノ附帶
決議ヲ付シテ本案ニ賛成ヲ致ス者デアリマ
ス、實ハ私共今回御提案ニナツタ船員法改
正案ニ對シマシテハ、先般當委員會デ各委員
カラ御指摘ニナリマシタヤウニ、非常ニ澤
山ノ不満ヲ持テ居ルノデアリマス、政府
ニ於カレマシテハ成ベク近キ將來ニ於キマ
シテ、只今御提議ニナツタ附帶決議ヲ實現
セラレルト云フ御聲明ヲ伺ヒマシタノデ、
姑ク此言明ニ信賴ヲ致シマシテ、而シテ一
面政府ガ誠意ヲ以テ此熱心ナ要望ニ副フヤ
ウニ努力セラレルコトヲ、此機會ニ於テ更
ニ政府ニ要求ヲ致シマシテ、長井君ノ御提
議ニ賛成ヲ表シタイト思ヒマス

○山崎委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致
シマシテ、一應本案ニ對シテ賛成意見ト、
又將來ニ對スル改正ノ希望ヲ申述べタイト
思ヒマス、只今長井サンノ御讀上ニナリマ
シタ四項目ノ附帶決議ヲ付ケマシテノ可決
ニハ異議ゴザイマセヌ、唯本案ニ對シテ遺

第七十一議會ニ提案ナサッタト云フコトニ
對シテ不滿ヲ持ツ者デアリマス、其不滿ノ
大體ノ概略ハ、上級船員ノ二重刑罰ニ對シ
マスル緩和ハ、只今長井サンノ附帶決議ニ
依ツテ圖ラレテ居リマス、下級船員ノ間ノ
不滿ノ點ハ、此法案ノ中ノ第二十四條、第
二十五條、第二十六條、第六十條——是ハ
實ハ一々此箇條ニ付キマシテ分析シテ、不
滿ト又是デ宜イト云フ點ニ付テ申述ベサセ
テ戴キタイト思ヒマシタケレドモ、時間ヲ
省キマス點カラ、大體此法文ノドウ云フ所
力氣ニ入ラナイカ、ドウ云フ所ガ改正シテ
貰ヒタイカト云フヤウナ點ニ付キマシテ
ハ、過日ノ委員會ニ於キマシテ米窪サンカ
ラ縷々述ベラレタコトデアリマスカラ、是
ハ省キマスガ、今申上ゲマシタ條々ニ付キ
マシテ不滿ノ點ガゴザイマス、永井遞信大
臣ハ御説明ノ時ニ、業者デアル所ノ船主側、
使用人側デアル所ノ船員、或ハ其道ノ權威
デアル所ノ學者ノ諸君、此三者ガ御協議ヲ
ナサッテ出來タ案デアルト云フヤウナ御説
明モゴザイマスケレドモ、其後上級船員ノ
間カラモ、又一般下級船員ノ間カラモ、嘗

団ト之ニ對スル反対修正ノ意見ガアルト云

コトヲ考ヘマス時ニ、此點モ米窪サンガ

述ベラレテ居リマスガ、十分専門的ニ協議

ヲ遂ゲテ出來タ案デナイト云フコトハ否定

ガ出來ナイト思ヒマス、是等ニ對シマシテ

ハ當局ハ司法省或ハ遞信省、其他ノ方面ノ關

係モアルカラ、結局今ノ場合斯ウ云フ工合

ニナツタノダト云フヤウナ説明ヲ承リマス

ノデ、將來此法律ニ對シマシテ改正ヲ希望

致シマスト同時ニ、一般下級船員カラハス

様ナ修正削除ノ意見ガアルト云フコトヲ、

本會議デ委員長ガ御報告ヲナサル時ニ注意

ヲシテ戴キタイ、斯様ナ意見モアッタト云

フコトヲ述ベテ戴キタイ、私ハ斯ク一應ノ

意見ヲ述ベマシテ、時節柄本案ニ對シマシ

テハ、先程ノ附帶決議ヲ認メマシテ賛成ス

ル者デアリマス

○漢那委員長 只今ノ山崎君ノ委員長ニ對

スル御希望ニ對シマシテハ、篤ト考慮シテ

善處シタイト思ヒマス

○米建委員 私ハ長井委員ヨリ各派共同ノ

提案トシテ申サレタ所ノ附帶決議ヲ付ケ

テ、本案ニ贊成スル者デアリマス、一旦法

律ガ制定サレルト改正ハ中々困難デアルコ

トハ、八年前ノ臨時海事法令調査會ノ答申

案ガ、其間ニ於テ海運界ニ非常ナル變化ガ

アルニ拘ラズ、何等改正サレテ居ラナイト

云フ事實ヲ見テモ裏書ガ出來ルノデアリマ

ス、此意味ニ於キマシテ私ハ本案ガ改正サ

レタ後ニ於テ——昨日私等ガ海員ヲ代表

ヲ求メタ點ニ付テ、中々急ニ改正ガ出來ナ

イト私ハ憂フルノデアリマス、所ガ幸ナル

哉、私ノ不満トスル點ノ中二三ノ點ハ、勅

令ニ依ツテ施行細則ヲ制定スルト云フ途ガ

尙ホ殘サレテ居リマス、私ハ施行細則ニ依ツ

テ、私ノ不満ノ幾部分ガ私ノ希望通りニ改

善サレルデハナイカト云フ望ヲ持ッテ居ル

ノデアリマシテ、聊カ其點ニ付テ私ハ希望

ヲ付シテ本案ノ改正ニ賛成シタイト思ヒマ

ス、御許シヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレハ

本改正法律案第二十二條規定ノ船ノ醫者ノ

問題デアリマスガ、是ハ遞信御當局カラ戴

イタ施行細則要綱ニ依レバ、百人以上ノ乘

組員及ビ船客ガ乗ッテ居ル船舶ト云フコト

ニナツテ居リマスガ、ソレハ現在ノ事情カ

ラ見テ、既ニ百人以上ノ船舶ニハ乗ッテ居

ルノデアリマス、是ハ要ラナイ法規ヲ作ラ

ントスルト同ジコトデアリマスカラ、私ハ

之ヲ五十人以上ノ船客、或ハ乗組員ノ乗ッ

テ居ル場合カ、然ラズナンバ一週間以上繼續

シテ海上ヲ航行スル場合ニハ必ズ船醫ヲ乗

セルト云フコトニ、遞信當局ノ御考慮ヲ願

ヒタイノデアリマス、ソレカラ第二十四條ニ

アリマスル所ノ「已ムコトヲ得ザル事由」ト

云フコトハ、先日私ノ質問ニ依ッテ、ソレ

ヲ延長シタモノデナイト云フコトガハッキ

ハ現行商法ノ海南法第五百八十二條ノ精神

ヲ確保スル意味ニ於テ、是モ施行細則ニ

依ツテ、サウ云フ場合ハ本法ノ第三十條ヲ適

用スルカ、然ラズンバ船員ハ送還サレテ日

本ニ歸ル迄ハ乗船當時ト同様ノ支給ヲ受ク

ルノデアル、斯ウ云フコトヲ明白ニ御規定

ニナツテ戴ケバ結構デアリマス、之ヲ要ス

ルニ第二十二條、第二十四條、第二十五條、

第二十六條、第二十七條及ビ米國移民法ノ

關係ニ依ツテ起キタ場合ノ船員ニ對スル所

ノ保護法規ヲ、施行細則ニ依ツテ御決定ニ

ナラレルヤウ希望致シマス、若シ委員長ニ

於テ御許ガ出來ルナラバ、委員長ノ御報告

ノ中ニモ施行細則ニ關スルサウ云フ希望ガ

アッタト云フコトヲ附加シテ戴ケバ甚ダ幸

ダト思ヒマス、以上ノ希望條件ヲ付シテ本

案ニ賛成致シマス

○小山委員 第二控室ヲ代表シマシテ、本

案竝ニ長井委員ノ提案サレタ所ノ附帶決議

四箇條ヲ付シマシテ、私ハ賛成ノ意ヲ表シ

マス、從來法案ニ對スル所ノ附帶決議ト云

フモノハ、唯一片ノ形式ニ過ギナイヤウナ
感ガ深イノデアリマス、即チ議會デ如何ニ
審議ヲシ、之ニ對シテ決議ヲ付シマシテモ、
是ガ一片ノ空文ニナルト云フヤウナ感ジヲ
私共ハ深ク持ッテ居ルノデアリマス、是ハ
少クトモ議會政治ヲ尊重シ、議會ノ權利ヲ
伸張サセルガ爲ニハ、ドウシテモ此決議ト
云フモノニ對シテハ強ク私達ハ其實行ヲ政
府ニ要求シナケレバナラヌト考ヘテ居ル、
故ニ此四箇條ノ附帶決議ト云フモノニ對シ
テハ、政府當局ハ十分ナル決心ヲ以テ、之
ガ實行ニ際シテハ誠意ヲ以テ責任ノアル所
ノ御處置ヲ願ヒタイト私ハ考ヘル、又此船
員法ノ改正ニ對シマシテ、最モ船員法ニ
依ッテ影響ヲ受ケマスル所ノ全國ノ高級船
員ハ一人残ラズ此法律ノ改正ニ對シテハ反
對ヲ致シマシテ、今尙ホ反對ノ氣分ガ強イ
ト云フコトカラ見マシテモ、如何ニ今回ノ
船員法改正法律案ト云フモノガ時代ノ進運
ニ伴ハザルモノデアルカト云フコトハ明白
ナノデアル、併ナガラ私達ハ此法案ノ改正
ヲ試ミント致シマスレバ、ドウシテモ現行
刑法ノ改正マデニ涉ラナケレバナラヌト云
フ、非常ナル茲ニ憮ミガアリマスガ故ニ、
吾々ハ涙ヲ呑ンデ此決議ヲ付シタマケデ通
過スルコトニ賛成ヲシナケレバナラヌ立場

ニ立ッテ居ルノデアリマス、現行刑法ノ中
ニハ、私達ガ常識的ニ考ヘテ見マシテモ、
又特殊ノ業務ニ從事シテ居リマスル者ノ立
場ニ於テ之ヲ見マシテモ、全ク時代ニ懸離
レタ古典的ナ存在ノヤウナ刑法ノ條項ガ多
イノデアリマス、速ニ是ハ改正ヲセラレナ
ケレバナラヌコトハ言フ迄モナイ、デアリ
マスカラ此強イ決議ニ對シマシテモ、政府
ハ速ニ刑法ノ改正ニ向ッテ十分ナル努力ヲ
拂ハレンコトヲ併セテ希望ト致シテ申述べ
マシテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表シマス
○漢那委員長 討論ハ終結致シマシタ、直
チニ採決ニ入リマス——先づ船員法改正法
律案ニ付テ決ヲ採リマス、原案ニ賛成ノ諸
君ハ御起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○漢那委員長 起立總員、本案ハ原案通り
可決致シマシタ——次ニ各派ノ共同提案ニ
係ル附帶決議ニ付テ決ヲ採リマス、此附帶
決議ニ賛成ノ諸君ハ御起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○漢那委員長 起立總員、此附帶決議ハ決
定致シマシタ——本日ハ是ニテ散會致シマ
ス

午後二時四十分散會

昭和十二年八月二日印刷

昭和十二年八月三日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所